

業務委託契約書(案)

発注者 久米島町長 桃原 秀雄 (以下「甲」という。) と受注者 (以下「乙」という。) は、業務の委託について次のとおり契約 (以下「本契約」という) を締結する。

(総則)

- 第 1 条 甲は、「第 3 次久米島町地域福祉統合計画策定業務委託」 (以下「業務委託」という。) を乙に委託し、乙はこれを受託する。
- 前項の委託業務の内容は、甲より提示された仕様書 (以下「仕様書」という。) 及び乙より提示された提案書記載 (以下「提案書」という。) によるものとする。
 - 甲は、乙の提案書が甲の提示した仕様を満たせないと判断される場合は、すみやかに乙に告知し、改編を求めることができる。
 - 乙は、前項の仕様書及び提案書に定めのない事項については甲の指示を受けるものとする。
 - 乙は、この契約書の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(契約の期間)

第 2 条 本契約の有効期間は、委託契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

(契約金額及び契約保証金額)

第 3 条 契約金額及び契約保証金額は、次のとおりとする。

- 契約金額 円 (うち取引に係る消費税 円)
- 契約保証金 免除

(注) 「取引にかかる消費税額及び地方消費税額」は、消費税法 28 条第 1 項及び第 29 条の規定並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき算出したもので、委託料の金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

2 精算の結果、その金額が委託料の金額に満たないときは、その精算額をもって委託料とする。

(契約金の支払い)

- 第 4 条 甲は、乙の請求に基づき、甲が必要と認める金額を委託料の 30 パーセントを上限として、業務着手に先立ち前払金を支払うことができる。
- 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 14 日以内に前払金を支払わなければならない。
 - 委託業務終了後、乙の提出する報告書を検査確認し、その結果、適正と認めた場合は精算払いにより、乙の請求に基づき委託料の残金を支払うものとする。
 - 支払いにかかる振り込み手数料については、甲の負担とする。

(権利義務の譲渡等)

- 第 5 条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡する、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。
- 乙は、成果物 (未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。) を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の譲渡等)

第 6 条 成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に甲に無償で譲渡するものとする。

2 甲は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に公表することができる。

3 甲は、成果物が著作物に該当する場合には、乙が承諾したときに限り、既に乙が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

4 乙は、成果物が著作に該当する場合において、甲が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、甲は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に改変することができる。

5 乙は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、甲が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第 1 条第 5 項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。

（検査）

第 7 条 乙は本件業務が完了したときには、遅滞なく甲に対して業務委託完了報告書及び仕様書に定める成果物を納めなければならない。

2 甲は、前項の業務委託完了報告書及び成果物を受理したときは、その日から、10 日以内に検査を行わなければならない。

3 甲は、報告に係る委託事業の成果が、この契約の内容に適合するものであると認められたときは、支払いすべき委託料の額を確定し、乙に通知するものとする。

4 前項の検査が不合格となり、成果物について補正を命じられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了を届け出て甲の再検査を受けなければならない。

（中間検査）

第 8 条 甲は、乙から事前に委託金額の一部請求を求められた場合、乙の請求に基づき部分払することができる。ただし、この請求は委託期間中 2 回を超えることはできない。乙は、あらかじめ当該請求に係る業務の進捗について甲に確認を求めなければならない。この場合においては、甲は、遅滞なくその確認を行わなければならない。

委託業務終了後、乙の提出する報告書を検査確認し、その結果、適正と認めた場合は精算払いにより、乙の請求に基づき委託料の残金を支払うものとする。

2 部分払金の額は、次の式により算定する。

部分払金の額 \leq 契約代金相当額 $\times 9/10$ とする。

3 支払いにかかる振り込み手数料については、甲の負担とする

（業務完了報告書）

第 9 条 乙は業務委託が完了後、2 週間以内に甲に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

（報告の徴収等）

第 10 条 甲は必要があると認めるときは、乙に対して業務委託の進行状況について報告を求め、必要な指示をすることができる。

（契約内容の変更）

第 11 条 甲は、この契約締結後において、やむを得ない事由が生じた場合には、業務委託の全部、又は一部を変更することができる。

2 前項の変更により、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

(契約の解除)

第 12 条 天変地異やその他、甲乙いずれも帰することができない事由によって本契約の全部、または一部が履行不可能となった場合、本契約はその部分について失効する。また、甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が本契約に違反し、契約の目的を達成することができない恐れがあるとき。
- (2) 乙が正当な事由によって、この契約の解除を申し出たとき。

(損害賠償)

第 13 条 乙は、その責めに帰する事由により、業務委託の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第 14 条 乙は、本契約による作業の一切（甲より開示された資料や情報を含む。）について、秘密の保持に留意し、漏えい防止の責任を負う。

- 2 乙は、本契約終了後においても前項の責任を負う。
- 3 乙は、個人情報の取り扱いについて、別記「個人情報取扱特記事項」に従うものとする。

(協議事項)

第 15 条 この契約に定めのない事項並びにこの契約に関して疑義が生じたときは甲・乙協議の上、友好的且つ紳士的に誠意をもって解決するものとする。

(管轄裁判所)

第 16 条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所で行うものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、双方が記名押印の上、各自その 1 通を保持する。

令和 8 年 月 日

住	所	沖縄県島尻郡久米島町字比嘉 2870 番地
発注者	商号又は名称	久米島町長
	氏	名 桃原 秀雄

住	所	
受注者	商号又は名称	
	氏	名

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第5 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事務従事者への周知)

第6 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないことや個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(資料等の返還等)

第7 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(調査)

第8 乙は、この契約による事務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、甲の求めがあった場合は、随時調査報告することとする。

(事故発生時における報告)

第9 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。